

第16回湖南省景観審議会 会議録（要約）

開催日時 令和3年2月26日（金）午後2時から午後3時30分まで

開催場所 サンライフ甲西（共同福祉施設） 2階 大ホール

出席者 委員 松岡拓公雄、西山喜代司、河野幸男、中島誠一、井島均、高畑善治、
広部武、谷弥一郎、小森茂樹、西山由記、武村みゆき、田邊弘和

事務局 建設経済部 安井部長 竹内次長

建設経済部 都市政策課 吉川課長 山岡課長補佐 森嶋主査 神野主事

審議事項

- 1) 屋外広告物条例・施行規則の改正について
 - I. 第1種地域における総表示面積規制について
 - II. 景観計画重点地区指定に伴う屋外広告物許可地域の変更について
- 2) 用途地域の変更に伴う景観計画ゾーニングの変更について

報告事項

- 1) 石部景観まちづくり検討会について
- 2) 景観法に基づく届出件数等について
- 3) 屋外広告物許可件数等について

（配布資料）

【資料1】 湖南省景観審議会委員名簿

【資料2】 屋外広告物条例・施行規則の改正について

【資料3】 用途地域の変更に伴う景観計画ゾーニングの変更について

【資料4】 石部景観まちづくり検討会について

【資料5】 景観法届出状況

【資料6】 屋外広告物申請状況

【参考資料1】 景観審議会とは

【参考資料2-1】 湖南省屋外広告物条例

【参考資料2-2】 湖南省屋外広告物条例施行規則

1. 開会

市長あいさつ

第 16 回湖南省景観審議会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、本日何かとお忙しい中、また、コロナウィルス感染症に伴う厳しい社会情勢の中、第 16 回湖南省景観審議会にご出席いただきましたことに、まずもって心よりお礼を申し上げます。

当審議会は、湖南省景観条例に基づき設置されており、当市の景観形成に関する重要な事項を審議いただく場となっております。さまざまな分野でご活躍の皆様にご就任をいただき、皆様方の専門的な能力を活かして活発なご議論をいただくことで実効性の高い制度設計につながるものと考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、当市は平成 25 年に景観行政団体となり、湖南省景観条例の制定ならびに湖南省景観計画の策定、また湖南省屋外広告物条例の制定など、良好な景観形成に関する様々な制度設計に取り組んでまいりました。

屋外広告物につきましては、平成 29 年度に湖南省の独自条例を施行し 4 年近く経過しましたが、現在の設置状況や運用に合わせて施行規則の改正を検討しております。規則改正にあたっては、真に何が良好な景観形成に必要なのかを見極めた上で検討を進めることが必要だと考えております。

また、昨年は、景観計画において石部地域旧東海道沿道地区を重点地区に指定しました。屋外広告物の許可地域につきましても、それに対応した変更を行いたいと考えています。重点地区につきましても、地域と協働した景観まちづくりを行うという趣旨もございますので、現在行っている取り組みについてもご報告したいと考えています。

また、当市では、現在、都市計画の用途地域の変更に向けて進めております。景観計画のゾーニングについてもそれに対応した変更を行う必要があると考え、今回変更案をお示ししたいと思います。

今ある景観資源を活かしながら、市民・事業者・市が互いに協力し合って地域の魅力を高める景観づくりを進めることが、質の高いまちづくりにつながるものと考えております。

委員の皆様には、大変な重責を担っていただきますが、湖南省の景観行政の推進に向けてのお力添えをお願いいたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。

皆様どうぞよろしくお願い致します。

2. 委員紹介

3. 審議事項

議事進行：松岡会長

1) 屋外広告物条例・施行規則の改正について

I. 第 1 種地域における総表示面積規制について

事務局

(資料説明のため、省略)

委員

適法に設置された広告物は除くとなっているが、かなり時間が経ってしまって読めない場合は、新たに設置するか描き直すと思うが、そうした時は同じサイズで描き直しても構わないのか。

事務局

新規で設置された広告物は規制をしていこうということで、既に設置されているものについては、軽微な修正をする場合には、そのまま認めていこうと考えている。

軽微な修正がどのようにあたるかについては、今後細かく決めていきたいと考えているが、色の塗り替えといったデザインが全く変わることについては、新規という扱いで考えている。

委員

経過措置期間を令和5年度までとしているが、それを延長することはできないのか。

事務局

今回は既成の広告物については、そのまま適法という方向に持っていきたいと考えている。

委員

軽微な修正といっても、しっかり直していくと、全く同じものをずっと設置し続ける可能性がある。構造的に基礎がやられ、鉄のサポートが錆びて使えなくなるときは完全なやり替えが必要だが、かなり先の話になる。もう少し細かな規定を設け少し制限をかけていかないと、新規で設置する事業者からすると公平ではないと感じてしまう危惧がある。

事務局

今回は規則の改正ということで、規則の部分についてはこの内容で改正したいと考えていて、加えて内規のようなルールを作成し、新規で設置される事業者に十分に説明できるようにしていきたい。

委員

そもそも敷地の大きいところも含めて一律の15㎡以内としたのは、やりすぎだったのかもしれない。

それから15㎡以内という点だが、小さい広告物が複数であれば問題ないが、一つの広告物で15㎡となるとかなり大きく思える。その辺の細かな見直しは必要かもしれない。

事務局

今回の第1種地域で基準の大きさを超えているのが、2事業者でそのうち1事業者は建て替えを計画しており、対象となるのは実質残り1事業者となる。

その事業者の広告物については道路からかなり距離があり、実際にはより小さく見えるという特殊な事情がある。

また、第1種地域が新しい事業所が建たない区域となっており、今後も事業所が増える可能性はほぼ無いと思っている。

委員

時間が経てば現在の制度の中に入ってくるという、とりあえずの経過措置みたいな形になってくるのであれば問題ないと思う。

委員

守山市にある企業が建物を新築されたときに、小さいマークとその周りにラインを3本入れて、それも含めて非常に大きい広告物という扱いになるのかどうか議論になったと聞いている。

今後建物の壁面の塗り替えにあたって、議論になる可能性もあるが、コーポレートカラーの取り扱いも含めてどのように捉えているか。

事務局

ロゴマークは屋外広告物とみなしているが、マークと異なる壁面の模様とみなせるものについては屋外広告物ではないと判断する。コーポレートカラーについては、景観計画の規制の中で、基準の範囲内であれば使用可能となる。

委員

看板というとフレームがあってサインがあるが、建物自体の壁面が大きい看板となるケースがある。全ての文字が入った全体の面積となると15㎡を超えるが、文字だけ切り取ると15㎡以内になるということも想定される。どのように切り取るべきか課題になってくる。別の規制があると思うが背景の色を好き勝手に塗られてしまう可能性もある。

事務局

壁面の色彩に関してはマンセル値の基準を設けている。現在の湖南省に該当例はないと思うが、遠くから見ると実は屋外広告物だったというケースが今後出てくる可能性があると思うので、対応できるよう準備をすすめていきたい。

委員

15㎡以下とするというルールは、湖南省が景観計画で10年後・20年後のあるべき姿をイメージして市条例制定時に決めたと思うが、県条例時に適法に設置された広告物については認めるのはそのイメージが後退してしまうのではないか。県では県条例の見直しを行っていて、広告物の

耐用年数が20年というところから最大20年までは許可するという方向性を考えている。経過措置期間を延ばす方が良いと思う。

また、既存不適格物件は今回のケース以外にもいくつもあると思うが、今後同様に市条例でも認めていくのか。

事務局

今回の該当している広告物については、15㎡以内となると広告物としての機能を果たさなくなってしまうので、この物件に関しては何年後に改善して頂くのではなく、現状のままであれば認めていく方向で考えている。

また、他の既存不適格の広告物を認める方向は考えていない。

委員

他の委員から反対意見が無ければそれでも構わない。

→反対の意見がなかったため、事務局の提案で了を得た。

→以下について具体的な内規を作成する。

- ① 適法とする軽微な修正をどのような行為とするか
- ② 壁面に書かれた文字をどのように屋外広告とみなすか。

Ⅱ. 景観計画重点地区指定に伴う屋外広告物許可地域の変更について

事務局

(資料説明のため、省略)

委員

栗東市との境まで、第3種地域が延長した場合、その隣の栗東市との制度の違いはあるかどうか。

事務局

石部地域の旧東海道沿道地区を重点地区に指定した時に、栗東市に連絡を取り、二股に分かれた道を共に指定する旨は伝えている。そうした取り組みについては十分に説明できていると思うが、屋外広告物の第三種地域の指定については話ができていないので、今後連絡を取ろうと思う。

→事務局の提案で了を得た。

→栗東市に、第3種地域延長の旨を伝える。

2) 用途地域の変更に伴う景観計画ゾーニングの変更について

事務局

(資料説明のため、省略)

→事務局の提案で了解を得た。

4. 報告事項

1) 石部景観まちづくり検討会について

事務局

(資料説明のため、省略)

委員

写真をやっているものとしては、こうした昔からの建物の真ん中に看板があると写真をとりづらい。端の方に看板を設置してもらえるとありがたい。

事務局

この施設は商工観光労政課が管理しているが、この位置に設置して構わないと了承をもらっている。こちらでも知識が不足しているので、先生ともご相談させて頂きながら場所の検討を進めていきたいと思う。

委員

石部宿の看板の方の「51」の下に京都からの距離が書いてあるが、「38」の「3」が上に少し出ている気がする。たまたまずれたのか気になる。

事務局

もし、見づらいということであれば、デザイナーの方と相談させて頂くことを考えている。

委員

もともとの距離感というのは一里塚で形成されているので、どの程度の里程になるかも紹介した方がよいと思う。石部にも一里塚があり、その起点からどうなっているかという、歴史的な数値も、大事じゃないかと思う。

事務局

里の表示については、検討会後の協議の中でも意見があった。ただ、現在東海道を歩く方にとっては、km表示の方が分かりやすいということで、最終案としてkm表示となった。

委員

案内表示の方がよい場合もある。石部宿、51、京三条大橋から 38 kmときて、よく言われている京立ち石部泊まりという言葉がくっついてくる場合もある。そういう情報をいれてあげてほ

しい。

事務局

「51」という数字は当初入れる予定はなかったが、「51」という数字だけを入れることで、「51」とは何かと疑問をもってもらい、51番目の宿場町と知ってもらおう。更に距離が入っていることで京立ち石部泊まりという話にもっていければと考えている。

2) 景観法に基づく届出件数等について

事務局

(資料説明のため、省略)

3) 屋外広告物許可件数等について

事務局

(資料説明のため、省略)

委員

現在コロナ禍の中だが、景観にしても屋外広告にしても、前年にくらべて、やはり減ってきているのか。

事務局

景観法の届出については、特に建築物については新型コロナの影響が出ているように思え、事業者の業績と関係があると考えている。工作物が増えているのは、今年湖南市内で携帯のアンテナ基地局が沢山設置されているのが原因だと考える。

屋外広告物の申請については、今年度3年に1回の更新の物件が2月・3月にまとまって出てくるということで、これから少し増えてくるだろうと予想している。

5. 閉会

以上